

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年6月2日京都市条例第 3 号）（行財政局税務部税制課）

市長の附属機関として、新たに京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 2京都市持続可能な行財政審議会の項の次に京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を加え、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のように定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8 人 以 内	2 年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月 2日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市持続可能な行財政審議会の項を次のように改める。

京都市持続可能な行財政審議会	持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)